

平成 30 年度

事業計画書

収支予算書

自：平成 30 年 1 月 1 日

至：平成 30 年 12 月 31 日

公益財団法人 運動器の健康・日本協会

平成 30 年度 事業計画書
(平成 30 年 1 月 1 日～同 12 月 31 日)

1. 諸会議・会合

1) 評議員会

平成 30 年 2 月 17 日(土) 正午 第 8 回 定時評議員会<学士会館>
同 年 12 月 8 日(土) 正午 臨時評議員会<学士会館>

2) 理事会

平成 30 年 1 月 27 日(土)14 時 第 1 回理事会<明治記念館>
同 年 4 月 15 日(日)13 時 第 2 回理事会<如水会館>
同 年 7 月 19 日(木)14 時 30 分 第 3 回理事会<如水会館>
同 年 11 月 20 日(火)14 時 30 分 第 4 回理事会<如水会館>

3) 会員連絡協議会

平成 30 年 4 月 15 日(日) 15 時 会員連絡協議会<如水会館>
同 16 時 会員連絡協議会懇親会<同上>

2. 事業

当協会の公益目的事業として、「運動器の 10 年・日本賞の公募事業」「季刊誌『Moving』の発行を中心とした広報事業」「運動器の健康推進に関する事業」を柱として事業の展開を図る。定款第 4 条で定めた各事業項目について、下記の通り事業を策定した。

(1) 運動器の 10 年・日本賞の公募（継続事業）

29 年度に続き、運動器の健康増進を目指す「運動器の 10 年」世界運動“動く喜び 動ける幸せ”の基本理念を広く一般社会に普及・啓発するため、各団体、機関、個人等が行う全国各地での独創的かつ優れた企画事業を顕彰する。

11 月末締め切りの公募とし、審査委員会を経て理事会で決定する。

最優秀の運動器の 10 年・日本賞には 100 万円、同・優秀賞 2 件に各 25 万円、同・奨励賞 5 件に各 10 万円を贈る。

また、この顕彰事業を通じて運動器の健康増進を啓発・広報するため、表彰式を行い、周知を図る。この表彰式には、特別賛助、賛助会員各社の担当者を招待し、当協会の事業支援に理解を求めるとともに連携を深める。

なお審査委員に外部の有識者を追加委嘱する方針で、適任者を理事会で協議する。

(2) 運動器の健康に関する広報活動（継続事業）

運動器の健康を広く一般市民にも理解してもらうことなどを目指して広報季刊誌「Moving」を年度内 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）発行する。

巻頭には毎回著名人のインタビューを掲載し、広く国民に運動器の健康について親しみを持ってもらおうよう企画するほか、順次参加団体の活動内容を紹介、運動器の健康推進に理解を深めてもらう内容とする。また、運動器の具体的な

説明や運動器の疾患等について、コラムの連載を続ける。

配布は、参加団体はじめ関係団体のほか各地の市民公開講座などで配布協力を要請する。また、引き続き保健所窓口や都道府県教育委員会学校保健担当者にも送付する。毎号約4万部の配布を目指す。今年度も協賛広告は掲載しない。

(3) 学校における運動器検診体制の整備・充実及び「スクールトレーナー」養成制度の調査研究

イ 事業の目的

児童生徒の運動器疾患・障害の早期発見と適切な医学的対応及び運動・生活指導を可能にするため、学校における健康診断の体制の整備と実施方法の改善を図る。

ロ 目標とする内容

「運動器の10年」日本委員会の事業として平成17(2005)年度から平成22(2010)年度の6年間に亘って行われた「学校における運動器検診体制の整備・充実モデル事業」の成果とそれに関連して作成された教育・啓発資材を基盤に、運動器検診のための保健調査票の内容、検診の実施方法と内容、判定基準、事後措置の内容、健康診断の結果に基づいた学校内での指導・健康教育の内容・方法等を具体的に実践可能な形で確立すると共に、その医学的・教育的意義について学校保健関係者および社会全体に広く教育・啓発する。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成28(2016)年度4月よりの児童生徒の健康診断の中で運動器検診が本格実施されたため、その際に生じた課題を整理し、より有効かつ円滑な検診が可能となるより合理的な方策を考案し、学校保健関係者に広く教育・啓発する。また、「スクールトレーナー」の養成制度の発足を展望しつつ、丁寧な準備作業を基盤に具体的実施計画の課題を検討する。

ハ 平成30年度事業推進計画の主な内容

委員会を開催して、運動器検診体制の整備・充実部会(A)および「スクールトレーナー」養成部会(B)の両者について、具体的事業・活動内容と各委員の作業分担を検討する。

1.A モデル地域を複数定めて、学校での児童生徒の健康診断における運動器検診体制の整備・充実に資する下記の例に示すような調査・研究事業を実施する。

[例1] 保健調査票の分析方法及びそれに基づく学校医の脊柱・四肢の検診の対応(重みづけによる検診時間、検診方法・内容の工夫等)についての調査研究

[例2] 脊柱・四肢の具体的検診方法・内容及びその判定基準(正常、経過観察、専門医の受診を推奨、要指導:運動器機能不全状態)についての調査研究

[例3] 学校医から専門医へと紹介されることが予測される運動器疾患・障

害（側わん症、腰椎椎間板障害、腰痛症、腰椎分離症、オスグッド・シュレッター病、肘離断性骨軟骨炎、足関節捻挫等）を有する児童生徒、保護者、教員等向けの指導・教育資材（冊子、パンフレット、ウェブ等）についての調査研究及び健康診断の結果「要指導」と判定された運動器機能不全状態（いわゆる「からだの固い子」）への具体的指導・プログラム、指導・教育資材についての調査研究

この中で、学校医向けに側わん症の検診をマニュアル通り実施することと、しゃがみ込みが検査に設けられた意義を明確にし、将来の予防的な要素があることを解説する資料を作成する。

[例 4] 運動器機能不全状態の児童生徒の外傷・障害の発生リスク及び医師、理学療法士、体育教師等による指導・教育という介入の効果と課題についての調査研究

[例 5] 学校の健康診断における運動器検診での課題（運用方法、事後措置の在り方、連携体制等）についての調査研究

この調査研究の一環として、学校医・養護教諭等を対象とした学校の運動器検診に関する研修会・講座に講師として適任者を派遣する「学校健診お役立ち出張講座」を開設し、実施要項を設けて円滑な運用が行われるよう支援する。

2.A 日本医師会（学校保健委員会）、日本学校保健会、日本整形外科学会（学校保健委員会）、文部科学省（初等中等教育局健康教育・食育課）等との連携の下に、学校医、養護教諭等、学校保健関係者への運動器検診に関わる理解を広め・深めるための教育研修活動を推進する。

3.B 「スクールトレーナー」の業務・活動内容、学校保健現場での位置づけと役割、学校医及び地域の運動器専門医との関係等を明確にするため、昨年に続き、愛媛、島根、京都の3府県をモデル地域として、下記の例に示すような調査研究事業を実施する。

[例 1] 学校医、養護教諭、地域の運動器専門医等と緊密な連携をとって、児童生徒の運動器疾患・障害及び運動器機能不全状態の軽減・予防を図るための学校での指導・教育の介入についての調査研究（オリエンテーション、全校生徒への公開講座、整形外科医、理学療法士などの療法士による運動器評価、ストレッチ指導、障害予防指導、再評価など）

年度内、モデル事業として、整形外科医が行政、学校医との連携を図りつつ理学療法士などが学校保健に介入して起きる問題点や効果を検証する。

[例 2] 運動部活動・スポーツクラブ活動に伴う児童生徒の運動器疾患・障害の軽減・予防のための学校における理学療法士の活動のあり方に関する調査研究

[例 3] 全国に「スクールトレーナー」が配置されることを前提とした場合

の、業務・活動の項目と内容・量、身分と立場、学校・教育委員会、医師会等との関係、根拠規定、報酬、起こり得るトラブル等の課題等、実務上の諸問題についての調査研究。また、本事業が円滑に推進できるための共通教材の資料を作成する。

- 4.B 日本理学療法士協会等と連携・協力して、運動器の健康に関わる教育・研修・啓発のための教員・保護者向けの教育資材（特に学校健診の事後措置に役立つような内容）を検討し、「大切なことをわかりやすく伝える」ことを基本にして整備し、成果物（書籍およびHPからダウンロードできるデータ等）を仕上げる。

運動器の健康について、学校の教職員や保護者に対する教育・啓発活動を全国7ヵ所程度募集して1件10万円程度の助成をして各地での教育・啓発活動の推進を図る。

- 5.B 理学療法士の学校現場での活動に関する全国調査の結果を整理・分析し、その実態を報告書として提示する。

委員会を開催して、上記1～5の活動・事業の結果と課題を共有し、学校の健康診断における運動器検診での課題を整理し、成長期の運動器疾患・障害の低減に資する具体的対応と今後の事業展開の方向性を定める。

(4) 運動器外傷の救急医療に関する事業（継続事業）

イ 事業の目的

わが国における運動器外傷に対する救急医療の質の向上と救急外傷センターシステムの構築をめざす活動への支援、協力

ロ 目標とする内容

運動器外傷登録制度への支援と協力

わが国における救急外傷センターシステムの必要性に関する啓発活動

ハ 事業推進計画の主な内容

日本骨折治療学会主導の運動器外傷登録システム（DOTJ）、労災病院群主導の運動器外傷登録研究（RODEO study）に関する情報共有を図る。本委員会には、これら登録システムに関与する医師も含まれており、委員会内で情報共有を図ることにより、登録システム運用への協力・支援を行い、運動器外傷の重症化の予防、後遺障害発生の予防にむけての方策を探る。

運動器外傷の救急医療に関する委員会の開催（2回）

(5) 成長期のスポーツ外傷予防啓発事業（継続事業）

イ 事業の目的

成長期にスポーツを行うことにより発生するスポーツ外傷・障害の周知を図ると共にその予防方法を啓発する。

- ロ 30年度は、過去3年間、日本整形外科学会スポーツ委員会、全日本野球協会

の協力を得て実施した、中学・少年野球の貴重なデータをもとに、本委員会で今後のスポーツ外傷障害予防の活動方針を策定し、全日本野球協会を始め、全日本軟式野球連盟、日本中学校体育連盟軟式野球競技専門部、中学・少年硬式野球各団体に対し、障害予防の具体的取り組みを提言する。

ハ 事業推進のおもな内容

- ① 成長期のスポーツ外傷・障害の予防についての知識を指導者、保護者に啓発するため、指導者講習会講師派遣について、実施要項を再検討し、一定の条件の下で派遣する。
- ② 障害を予防するための改善策を指針としてまとめる。この改善策を基にして、野球界全体が障害予防に取り組む契機とする。
- ③ 昨年に続き、肩、ひじ検診の基本マニュアルに従って各地でモデル検診を実施し、障害の有無と2次検診後の推移を調査する。

(6) 脆弱性骨折予防に関する事業（継続事業）

イ 事業の目的

日本における脆弱性骨折に対する二次骨折予防の実施状況を調査し、その結果に基づいた二次骨折予防啓発を推進する

ロ 目標とする内容

二次骨折予防実施状況の調査と普及啓発

ハ 事業推進計画の主な内容

全国から抽出した急性期病院 100 施設、回復期病院 100 施設にアンケート調査を行う。

- ① 入院治療した大腿骨近位部骨折および椎体骨折患者に対する二次骨折予防の実施状況
 - (ア) 薬剤治療実施
 - (イ) 転倒予防教育
- ② 病院内のリエゾンサービスの活動状況
 - (ウ) 骨粗鬆症マネージャーの有無
 - (エ) チームアプローチの有無
 - (オ) 退院後の追跡の有無
- ③ アンケート調査とともに昨年度作成した二次予防啓発ポスターの配布
- ④ 関連学会との合同シンポジウムの開催提案
 - 日本脆弱性骨折ネットワーク
 - 骨粗鬆症学会、日整会など

(7) ロコモ認知度調査（継続事業）

平成 27 年度から開始したロコモの認知度調査を平成 30 年度も継続実施する。ロコモ認知度は、平成 34 年（2022 年）までに 80%の達成を目指しており、ロコモ認知度調査は同年までの継続事業として実施する。

(8) 「運動器の10年」世界運動との連携（継続事業）

B J D国際本部とも連携し、年度内「運動器の10年」世界運動の普及・啓発を図る活動を継続して行う。

3. 本協会の名称変更に伴う事業

B J D国際本部の名称変更に伴い、本協会の名称を平成30年1月1日から「公益財団法人運動器の健康・日本協会」（英語表記 Bone and Joint Japan）と改称する。名称変更に伴い、以下の事業を実施する。

1) 運動器の10年・日本協会活動紹介パンフレット(四つ折り)の配布

本協会の名称変更に伴い、協会活動紹介パンフレットを新たに作成する。運動器の解説や当協会の活動内容、参加団体などを表記し、様々なイベントや市民公開講座で無償配布、一般市民への啓発とともに本協会の新名称の周知を図る。

2) ロゴマーク

B J D国際本部が定めた新しいロゴマークを平成30年1月1日より使用する。

3) バッジ頒布

現行のロゴバッジは、2010年～2020年と刻印されており、2020年までは継続使用する。年度内、各会員団体、個人に配布、「運動器の10年」世界運動の啓発活動の推進を図る。

以 上